

第2期

壮瞥町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

北海道有珠郡壮瞥町

目次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 計画の趣旨・目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画期間.....	1
第4節 基本理念・基本目標.....	2
第5節 区域の設定.....	3
第2章 壮瞥町の子どもを取り巻く状況	4
第1節 人口・世帯・出生・婚姻・離婚.....	4
1 総人口と総世帯の状況.....	4
2 年齢3区分人口の推移.....	5
3 人口動態.....	6
4 世帯類型等の推移.....	7
5 出生率の推移.....	8
6 配偶関係の状況.....	8
7 婚姻・離婚の状況.....	9
8 女性の就業率の状況.....	9
9 児童人口の推移.....	10
10 第1期計画の実績と評価.....	11
第2節 子ども・子育て支援サービスの状況.....	12
1 教育・保育施設の状況.....	12
2 地域子ども・子育て支援拠点事業.....	12
3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	13
4 母子保健事業.....	13
5 経済的支援.....	13
第3節 アンケート調査結果.....	14
1 子どもをみてもらえる親族・知人の存在.....	14
2 保護者の就労状況.....	15
3 子育てに関する悩みの相談先.....	16
4 定期的な教育・保育事業の利用状況と理由.....	16
5 教育・保育事業の利用意向.....	18
6 放課後の過ごし方.....	18
7 子育て環境に対する考え.....	19
8 町の子育て支援施策に期待すること.....	20
9 自由意見.....	21
第4節 将来人口推計.....	22
第3章 子ども・子育て支援サービスの見込み	23
第1節 子どものための教育・保育給付.....	24

第2節 地域子ども・子育て支援事業.....	24
第4章 子ども・子育て支援サービスの確保策.....	25
第1節 関係機関との連携体制の構築.....	25
第2節 各種サービスの確保策.....	26
1 子どものための教育・保育給付.....	26
2 地域子ども・子育て支援事業.....	26
(1) 利用者支援事業.....	26
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	26
(3) 妊産婦健康診査.....	26
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）.....	27
(5) 養育支援訪問事業.....	27
(6) 子育て短期支援事業.....	27
(7) ファミリー・サポート・センター事業.....	27
(8) 一時預かり事業.....	27
(9) 延長保育事業.....	27
(10) 病児保育事業.....	28
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子供教室）.....	28
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	28
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	28
第5章 施策の展開.....	29
第1節 地域における子育ての支援.....	29
1 保育サービスの充実.....	30
2 地域における様々な子育て支援サービスの充実.....	30
3 児童・生徒の健全育成.....	31
第2節 母親と乳幼児等の健康の確保と増進.....	32
1 子どもや母親の健康の確保.....	33
2 食育の推進.....	34
3 小児医療の充実.....	34
第3節 心身健やかな成長に資する教育環境の整備.....	35
1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備.....	36
2 家庭や地域の教育力の向上.....	37
第4節 子どもと子育て家庭を支援する環境の整備.....	37
1 生活環境の整備.....	38
2 仕事と家庭の両立の推進.....	38
3 子どもの安全を確保するための活動の推進.....	38
第5節 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進.....	39
1 児童虐待防止対策の推進.....	40
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	40
3 障がい児支援の充実.....	40

第6章 計画の推進	41
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	41
第2節 計画の進行管理.....	41

第1章 基本的な考え方

第1節 計画の趣旨・目的

壮瞥町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に「そうべつ次世代育成支援行動計画（前期計画H17～H21・後期計画H22～H26）」を策定し、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月から「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を策定し、子育て支援体制の整備を図ってきました。また、平成22年4月に子育て支援の拠点施設として「そうべつ子どもセンター」を開設し、そうべつ保育所、子育て支援センター、児童館、児童クラブの4つの機能を持った施設として、子育て家庭へ各種サービスを提供してきました。

「壮瞥町子ども・子育て支援計画（第1期計画）」が令和2年3月に終期を迎えることに伴い、令和2年度を始期とする「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」を策定し、本町における教育、保育及び子ども・子育て支援サービスの質を高めるため、各サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細やかに計画するとともに、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、切れ目のない支援を推進する体制づくりを進めます。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みとこれらの提供体制を定めます。

また、本計画を、「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく、「壮瞥町母子保健計画」として位置付け、少子化の進行や家族形態の変化、育児の孤立化などから子育てを取り巻く環境の変化に伴う育児不安や虐待問題、子どもの健康問題など子育てに関する課題の複雑化する中であっても、安心して子どもを産み子どもが健やかに育まれるために、妊娠期からの切れ目のない支援について検討を行います。

なお、令和2年4月に創設の「（仮称）壮瞥町子ども・子育て支援条例」の基本理念に基づいた計画とするとともに、本町が目指す将来像を実現するための政策・施策の方向性を示した「第5次壮瞥町まちづくり総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合性を図りながら本町すべての子育て家庭が、子育てしやすい環境と、安心して子育てができる体制づくりのため計画的に子育て支援を推進します。

第3節 計画期間

「子ども・子育て支援事業計画(第2期計画)」は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
壮瞥町子ども・子育て 支援事業計画（第1期）					壮瞥町子ども・子育て 支援事業計画（第2期）				

第4節 基本理念・基本目標

本計画は子ども・子育て支援法に基づいた計画であり、子ども・子育てに関する基本的な考え方は、第1期計画に踏襲した内容とします。

基本理念は、令和2年4月に創設した「（仮称）子ども・子育て支援条例」の基本理念である「子どもの健やかな成長と、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重されること」、「関係機関や関係者が連携し、子どもたちが健やかに育つことができる環境を整えること」、「誰もが安心して子育てをし、子どもが生きる力を養い、健やかに成長することできる環境整備に取り組むこと」の理念に基づいた計画とします。

基本目標は、本計画の上位計画である「第5次壮瞥町まちづくり総合計画」の基本構想を具現化することと、「（仮称）子ども・子育て支援条例」第5条の子どもに関する施策の策定及び推進の各号「子どもの健康保持及び増進」、「子どもの健やかな成長のために安全、安心な生活環境と、子どもの豊かな心をはぐくむ教育環境づくり」、「地域の教育力を生かした体験と経験の機会づくり」、「子どもの主体的活動の機会づくり」及び第5号を具現化することを基本目標とします。

第5次壮瞥町まちづくり総合計画の施策の体系は下記のとおりです。

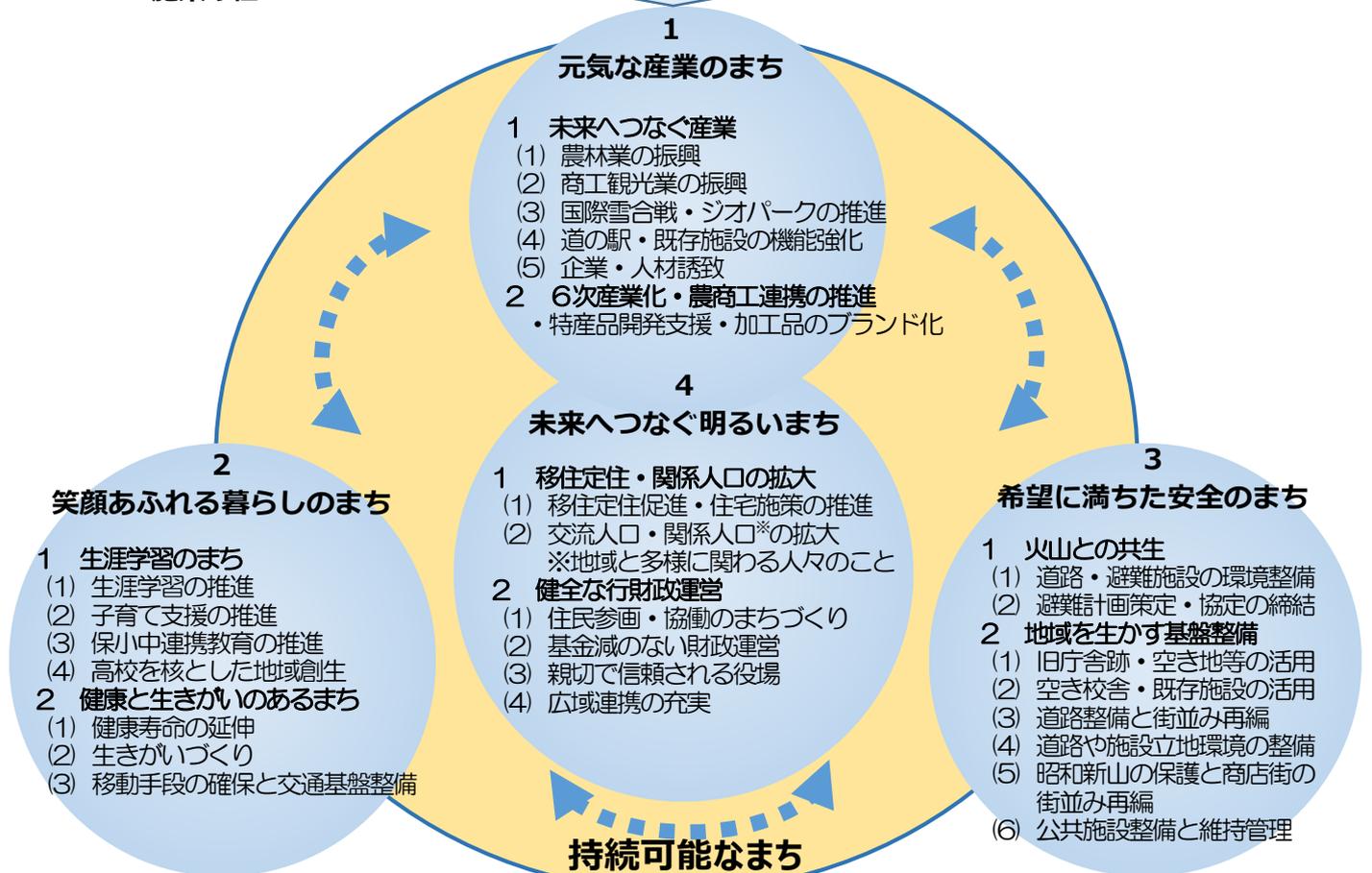
将来像

笑顔あふれる元気なまち そうべつ
夢・希望へチャレンジ
～ふるさととは 子どもたちへの贈り物～

（基本方針）

- 1 夢・希望の実現に向けて果敢にチャレンジするまち
- 2 笑顔あふれる人と地域が輝く元気なまち
- 3 子や孫世代（未来）へつなぐ持続可能なまち

施策の柱



第5節 区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

壮瞥町の教育・保育施設として、滝之町地区に認定こども園そうべつ保育所があります。子どもの健やかな成長のためには、子ども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育てていくことが大切であり、そのためには、少人数の中で特定の子どもの関係づくりを進めるよりも、一定の規模の集団の中で様々な子どもと接することが重要です。本町では、子どもの人口の減少にともない、久保内へき地保育所を休所（平成26年度より）する一方で、平成22年4月に施設の老朽化等により滝之町保育所の閉所から認定こども園そうべつ保育所、そうべつ子どもセンターを開設し、幼保一体のサービスをスタートさせたところで、町全体でサービスの提供体制の整備を図っています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

以上のような理由から、壮瞥町では、教育・保育提供区域を教育・保育及び子育て支援事業を通じて全町1地区として設定し、引き続き、町全域で子ども・子育て支援サービスの調整を図っていきます。

第2章 壮瞥町の子どもを取り巻く状況

第1節 人口・世帯・出生・婚姻・離婚

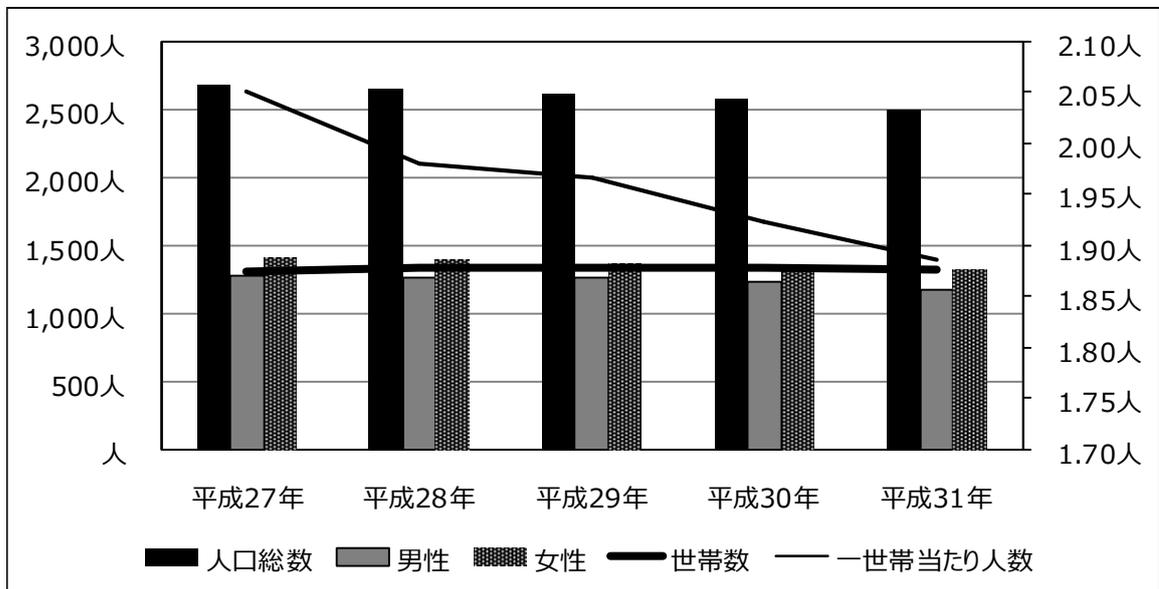
1 総人口と総世帯の状況

令和元年11月末の本町の人口は2,517人で、世帯は1,330世帯、一世帯当たりの人口は1.89人となっています。人口については、平成7年以降、減少が続いています。世帯数については、平成7年以降、減少が続いていましたが、平成27年以降は、横ばいで推移しています。また、一世帯当たりの人口については、平成28年には2.0人を割り、世帯の少人数化が進んでいます。

＜人口と世帯数の推移＞

単位：人

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
人口総数	2,676	2,644	2,614	2,568	2,490
男性	1,276	1,253	1,227	1,175	1,301
女性	1,400	1,361	1,341	1,315	1,462
世帯数	1,305	1,336	1,329	1,335	1,320
一世帯当たり人数	2.05	1.98	1.97	1.92	1.89



資料：住民基本台帳 各年3月31日

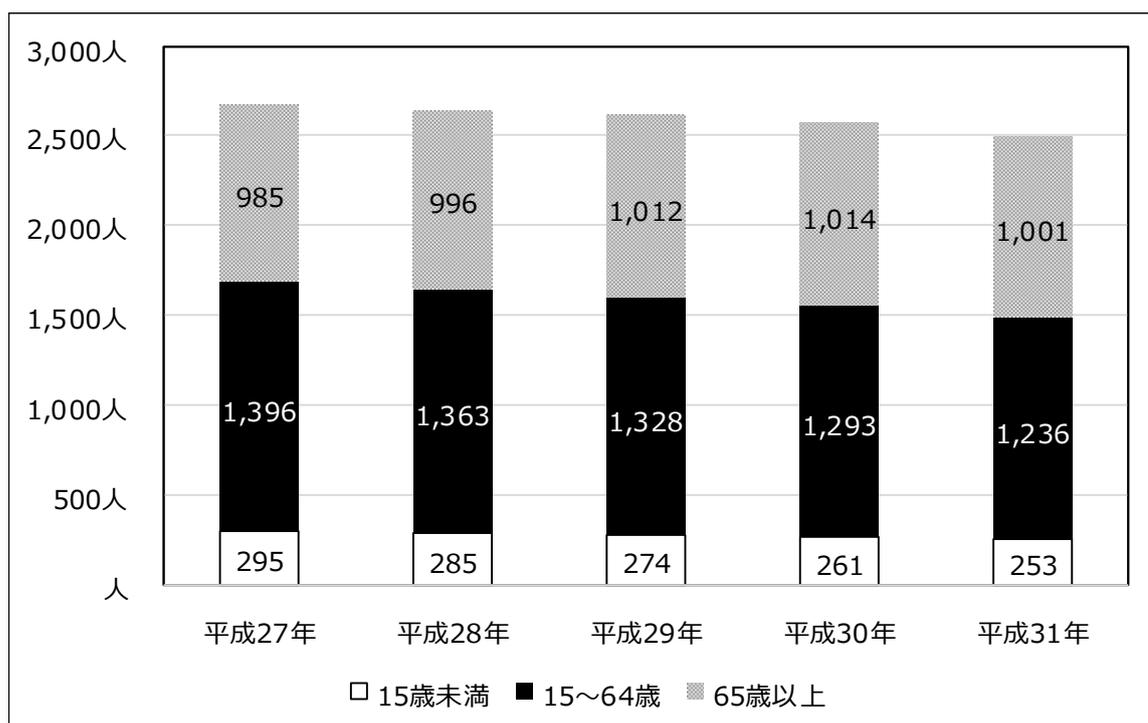
2 年齢3区分人口の推移

平成31年3月末現在の本町の15歳未満の人口は253人で年少人口比率は10.2%である一方、65歳以上の人口は1,001人で高齢人口比率は40.2%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進行しております。

<年齢3区分人口構成の推移>

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	2,676	2,644	2,614	2,568	2,490
15歳未満	295	285	274	261	253
割合	11.0%	10.8%	10.5%	10.2%	10.2%
15～64歳	1,396	1,363	1,328	1,293	1,236
割合	52.2%	51.5%	50.8%	50.3%	49.6%
65歳以上	985	996	1,012	1,014	1,001
割合	36.8%	37.7%	38.7%	39.5%	40.2%



資料：住民基本台帳 各年3月31日

3 人口動態

平成 26 年から平成 30 年までの人口動態をみると、自然動態については死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については社会増となる年もありますが、社会減が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態については全ての年で、10～78 人の間で人口減の状況が続いています。

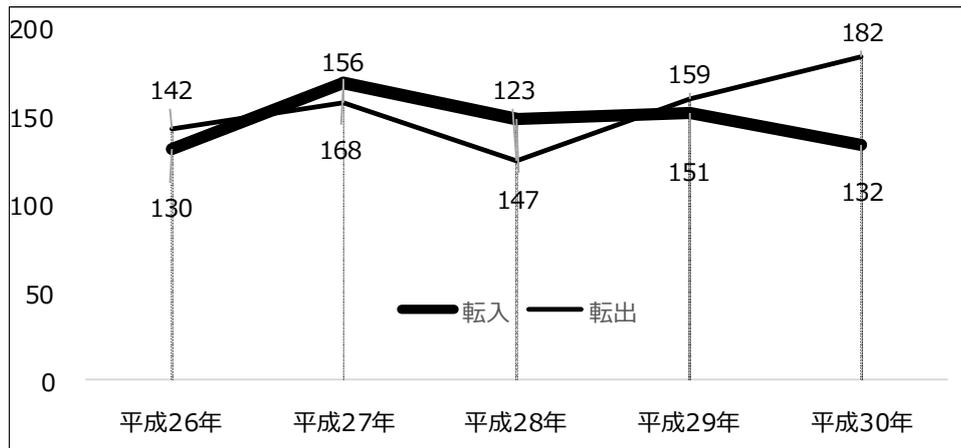
＜人口動態の推移＞

単位：人

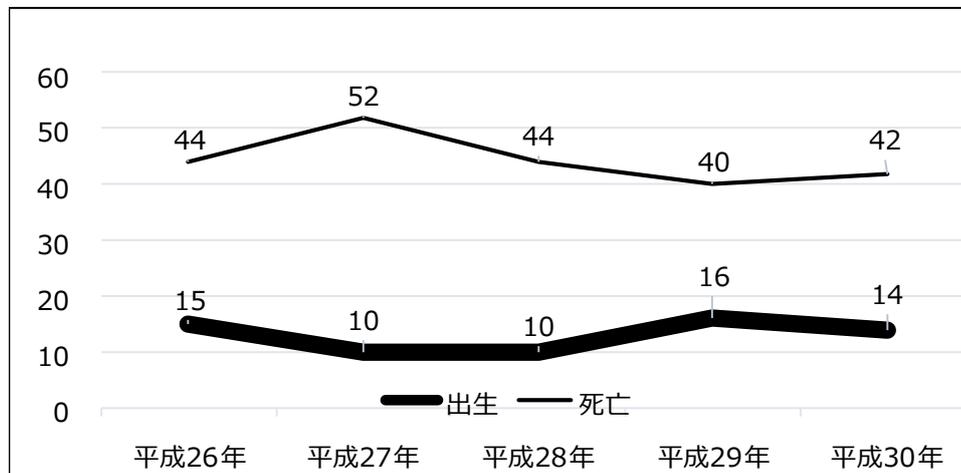
	人 口						人口増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 26 年	15	44	-29	130	142	-12	-41
平成 27 年	10	52	-42	168	156	12	-30
平成 28 年	10	44	-34	147	123	24	-10
平成 29 年	16	40	-24	151	159	-8	-32
平成 30 年	14	42	-28	132	182	-50	-78

資料：住民基本台帳年報（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

＜社会動態＞



＜自然動態＞



4 世帯類型等の推移

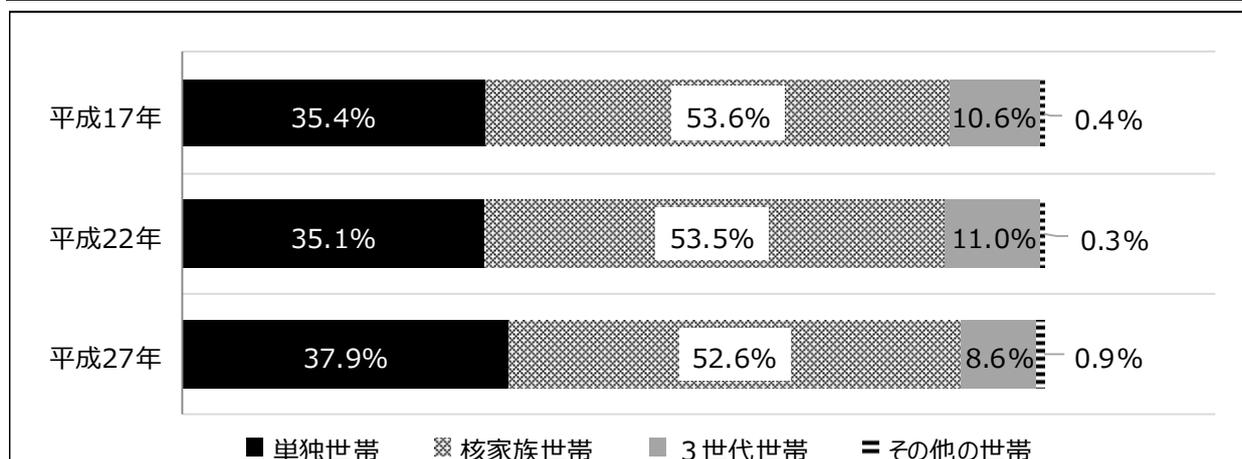
国勢調査によると、平成27年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が610世帯で、3世代世帯が100世帯、単独世帯が439世帯となっています。構成割合をみると、全類型でほぼ横ばいとなっています。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成27年では186世帯で、一般世帯の16.0%を占めています。平成12年以降、減少傾向が続いています。

＜世帯類型等の推移＞

単位：人

	平成17年		平成22年		平成27年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
単独世帯	456	35.4%	426	35.1%	439	37.9%
核家族世帯	690	53.6%	649	53.5%	610	52.6%
3世代世帯	137	10.6%	134	11.1%	100	8.6%
その他の世帯	5	0.4%	4	0.3%	10	0.9%
合計(一般世帯数)	1,288	100.0%	1,213	100.0%	1,159	100.0%

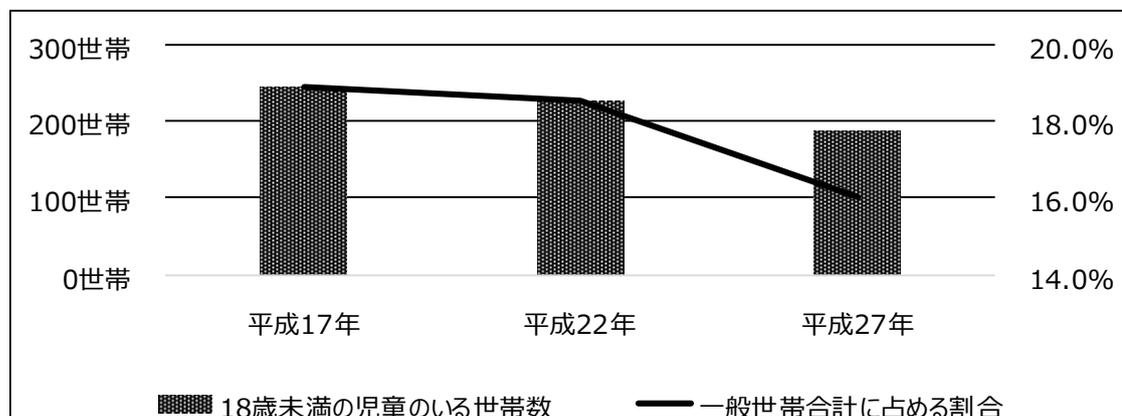


資料：国勢調査

＜18歳未満の親族のいる世帯数の推移＞

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の児童のいる世帯数	244	225	186
一般世帯合計に占める割合	18.9%	18.5%	16.0%



資料：国勢調査

5 出生率の推移

本町の平成 30 年の出生数は 14 人で平成 26 年から 5 か年の平均では 12.8 人となっており、人口 1,000 人当たりの出生数を示す出生率の推移を見ると、3.4～6.4 で全国値を下回っています。

また、出生率計算の人口を 15 歳～49 歳までの女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせて 1 人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数を推計する「合計特殊出生率」でも、全国値を下回る結果となっています。

＜出生数の推移＞

性別	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
男性	8 人	7 人	7 人	6 人	7 人
女性	6 人	3 人	4 人	9 人	7 人
合計	14 人	10 人	11 人	15 人	14 人
出生率(壮瞥町)	4.9	3.4	5.0	5.8	6.4
出生率(全国)	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4
合計特殊出生率 (壮瞥町)	1.25	1.00	0.99	1.35	1.35
合計特殊出生率 (全国)	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

資料：住民基本台帳

※出生率算出には、各年 3 月末の住民基本台帳人口を用いた。

6 配偶関係の状況

女性の 20～24 歳の未婚者数が減少傾向にありますが、その他の年代では、ほぼ横ばいに推移しています。

＜未婚者数の推移＞

性別	年齢区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
		未婚者数	割合	未婚者数	割合	未婚者数	割合
女性	20～24 歳	60 人	21.7%	45 人	18.2%	36 人	14.1%
	25～29 歳	39 人	14.1%	39 人	15.8%	31 人	12.1%
	30～34 歳	27 人	9.7%	19 人	7.7%	25 人	9.8%
	35～39 歳	10 人	3.6%	22 人	8.9%	21 人	8.2%
男性	20～24 歳	48 人	13.1%	25 人	8.2%	34 人	10.1%
	25～29 歳	39 人	10.7%	39 人	12.7%	36 人	10.7%
	30～34 歳	50 人	13.7%	31 人	10.1%	33 人	9.8%
	35～39 歳	27 人	7.4%	35 人	11.4%	27 人	8.0%

資料：国勢調査。割合は、年度毎性別未婚総数に対する未婚者数。

7 婚姻・離婚の状況

平成 30 年の婚姻件数は 7 件、離婚件数は 0 件となっています。

＜婚姻・離婚件数の推移＞

単位：件

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
婚姻	7	6	10	9	7
離婚	7	2	5	2	0

資料：住民基本台帳人口動態

8 女性の就業率の状況

国勢調査によると、年齢別にみた女性の就業率の傾向については、平成 27 年と平成 22 年を比較すると、出産・育児期にあたる 30 歳代にかけて低くなる傾向にあります。

また、平成 27 年について、本町と全国平均と比較すると、19 歳以下以外の年齢層については、本町が全国を大きく上回っています。

＜女性の就業率＞

単位：％

年度	区分	総数	15-	20-	25-	30-	35-	40-	45-	50-	55-	60-	65歳
			19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	以上
平成 17年	壮瞥町	45.5	35.4	77.1	74.0	61.3	71.6	86.8	88.1	78.3	68.6	55.4	13.9
	北海道	42.8	16.4	60.5	62.0	55.5	57.7	64.8	68.0	63.5	54.6	35.4	10.6
	全国	45.5	14.5	61.4	66.1	57.5	58.9	60.7	70.4	66.2	57.9	39.1	13.8
平成 22年	壮瞥町	42.9	10.0	75.0	78.9	70.5	70.7	74.6	82.2	80.4	71.5	54.1	15.4
	北海道	42.5	14.9	61.2	65.2	60.0	60.5	65.5	68.9	66.1	57.5	40.9	10.7
	全国	44.6	13.2	60.2	67.1	60.6	60.3	65.0	69.3	68.0	59.7	43.9	13.7
平成 27年	壮瞥町	46.7	40.0	86.8	83.7	75.0	84.7	76.3	82.1	87.7	75.8	66.4	19.4
	北海道	47.2	16.8	72.3	78.8	71.9	72.3	75.9	77.3	74.7	66.8	49.8	14.0
	全国	50.0	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

資料：国勢調査

9 児童人口の推移

平成 31 年 3 月末時点の 0～18 歳までの児童人口の合計は 324 人で、平成 27 年から 5 年連続で減少していますが、各年の 0 歳児は増加傾向にあります。

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	13	9	13	15	16
1 歳	18	13	9	12	15
2 歳	15	20	14	9	11
3 歳	17	15	21	16	9
4 歳	14	18	14	20	15
5 歳	18	16	18	14	19
6 歳	22	16	15	18	14
7 歳	25	19	15	15	19
8 歳	25	24	19	14	14
9 歳	22	25	24	18	13
10 歳	21	21	25	26	18
11 歳	18	22	21	24	26
12 歳	29	17	21	22	22
13 歳	21	28	18	20	22
14 歳	17	22	27	18	20
15 歳	25	14	19	23	18
16 歳	22	20	13	19	22
17 歳	22	20	19	12	19
18 歳	28	22	20	16	12
0～2 歳合計	46	42	36	36	42
3～5 歳合計	49	49	53	50	43
6～8 歳合計	72	59	49	47	47
9～11 歳合計	61	68	70	68	57
0～11 歳合計	228	218	208	201	189
0～18 歳合計	392	361	345	331	324

資料：住民基本台帳 各年 3 月 31 日

10 第1期計画の実績と評価

平成27年に策定した「壮瞥町子ども・子育て支援事業計画(第1期計画)」の実績を踏まえ、アンケート調査を実施し、適切な住民ニーズの把握に努め、必要な支援策を検討します。

(1) 保育施設の利用状況

	平成31年度 (見込み)	平成31年度 (実績)
① 第1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	14人	4人
認定子ども園短時間児(①)	14人	4人
② 第2号認定子ども(3~5歳)	28人	30人
③ 第3号認定子ども(0歳)	10人	3人
④ 第3号認定子ども(1, 2歳)	32人	12人
保育所、認定子ども園長時間児(②+③+④)	70人	45人

4月1日時点の入所者数

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	平成31年度 (計画)	平成31年度 (実績)	経過
① 利用者支援事業	1箇所	未実施	事業の実施は見送り
② 地域子育て支援拠点事業	40人回/月	130人回/月	
③ 妊産婦健康診査	238件/年	238件/年	
④ 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・産婦訪問事業)	17人	17人	
⑤ 養育支援訪問事業等	—	実施	当初計画にはないが、実施
⑥ 子育て短期支援事業	—	未実施	当初実施予定なし
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	142人/日	未実施	検討したが実施に至らず
⑧ 一時預かり事業(認定子ども園短時間児を対象)	—	未実施	当初実施予定なし
⑨ 一時預かり事業(⑧以外)	694延人/年	未実施	検討したが実施に至らず
⑩ 延長保育事業	19人	未実施	事業の実施は見送り
⑪ 病児保育事業	—	未実施	当初実施予定なし
⑫ 放課後児童健全育成事業	43人	19人	
⑬ 時間外保育事業	7人	未実施	事業の実施は見送り

4月1日時点の登録者数

第2節 子ども・子育て支援サービスの状況

1 教育・保育施設の状況

壮瞥町には、公立の認定こども園そうべつ保育所が1か所あります。令和元年度の認定こども園そうべつ保育所における長時間保育の定員は75名です。また、保護者の就労状況等により保育を必要としない短時間保育の定員が10名となっており、定員の合計は85名です。入所児童数は、過去5年間で最も多い年が58名であったのに対し、令和元年5月1日現在は、49名となっております。

保護者の多様なニーズに対応するため、乳児保育、障がい児の受入れ、アレルギー対応食の提供も行っています。

<教育・保育施設の状況>

	名称	入所可能年齢	定員	所在地	開所時間
公立	そうべつ保育所	6か月～	85名	壮瞥町字滝之町 432番地9	7時30分～18時30分

〔平成31年4月現在〕

<教育・保育施設の入所者数の推移>

	名称	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
公立	そうべつ保育所（長時間）	46人	49人	51人	42人	44人
	そうべつ保育所（短時間）	9人	9人	7人	9人	5人
	合計	55人	58人	58人	51人	49人

〔各年5月1日現在〕

<教育・保育施設の実施サービス>

	名称	延長保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育	備考
公立	そうべつ保育所			○	○	

〔平成31年4月現在〕

2 地域子ども・子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流及び相談等の場として、平成22年度からそうべつ子どもセンター内で子育て支援センター「げんき」を週5日開設しています。月1～2日、育児サークルを開催しています。

利用者数の推移をみると、平成26年と平成30年には延べ1,500人が子育て支援センターを利用しており、親子の交流が図られています。

<子ども・子育て支援拠点事業の利用者数の推移>

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1,544人	1,193人	523人	982人	1,563人

〔年間延べ人数〕

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、日中に保護者が家庭にいない小学生を対象として壮瞥小学校区児童はそうべつ子どもセンター内のそうべつ児童クラブ（定員 25 名）、久保内小学校区児童は青少年会館内のくぼない児童クラブ（定員 20 名）を平成 22 年より開設しています。

平成 31 年 3 月をもって久保内小学校が休校となったことに伴い、くぼない児童クラブは平成 30 年度をもって休所となりました。

過去 5 年間の登録者数の推移をみると、平成 27 年をピークに減少傾向にあります。近年は 22 名程度で推移しています。

＜放課後児童クラブの登録者数の推移＞

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
そうべつ	41 人	30 人	23 人	18 人	19 人
くぼない	9 人	5 人	4 人	4 人	休所
計	50 人	35 人	27 人	22 人	19 人

〔各年 4 月 1 日〕

4 母子保健事業

妊娠された方には、母子健康手帳の交付時に妊婦一般健康診査受診票（14 回分）、超音波検査受診票（11 回分）を配布するとともに、妊娠期の不安軽減を図るため、保健師等の専門職による面接を実施しています。出産後には、新生児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促すことができるように支援するため、保健師による乳児訪問や管理栄養士による栄養指導訪問を実施しています。

＜妊婦健康診査の受診票配布人数＞

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
13 人	14 人	17 人	17 人	17 人

＜乳児訪問及び来所数＞

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
12 人	9 人	12 人	14 人	17 人

5 経済的支援

国の制度に基づき、児童手当の支給等に加え、子どもを安心して産み育てられる環境を支援するため、予防接種費の一部助成、新生児聴覚検査費用の全額助成、中学校卒業までの医療費の全額無料化を実施しています。

また、平成 31 年 4 月から妊娠を望んでいる方の経済的負担を軽減するため、不妊治療費助成事業を開始しています。

第3節 アンケート調査結果

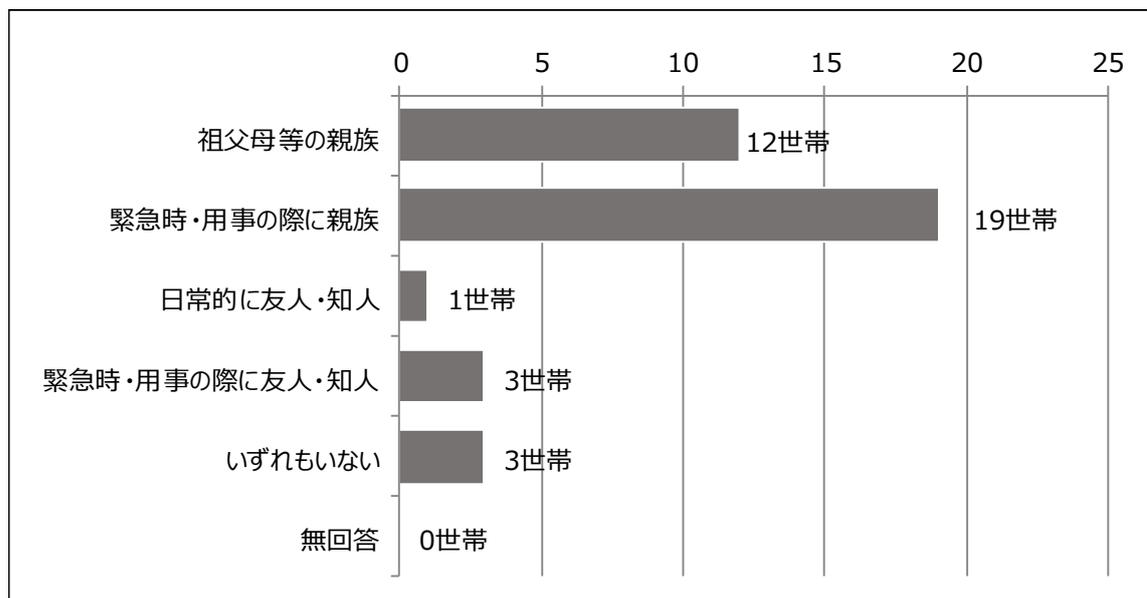
アンケート調査については、就学前児童・小学生の保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために令和元年11月にアンケート調査を実施しました。

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	68票	32票	47.1%
小学生保護者	77票	37票	48.1%
全体	145票	69票	47.6%

1 子どもをみてもらえる親族・知人の存在

就学前児童の保護者を対象としたアンケートでは、日常的または緊急時に子どもをみてもらえる親族や知人等がいる方が9割に対し、1割の方は「いずれもない」と回答しています。

なお、子どもをみてもらえる親族や知人等のいる9割の方で、子どもをみてもらっている状況に「特に問題はない」と回答した方は6割でした。残りの4割の方は何らかの不安や心苦しさを感じていることが推察されるため、緊急時等に安心して子どもを預けることができる環境の整備について、検討を行っていきます。



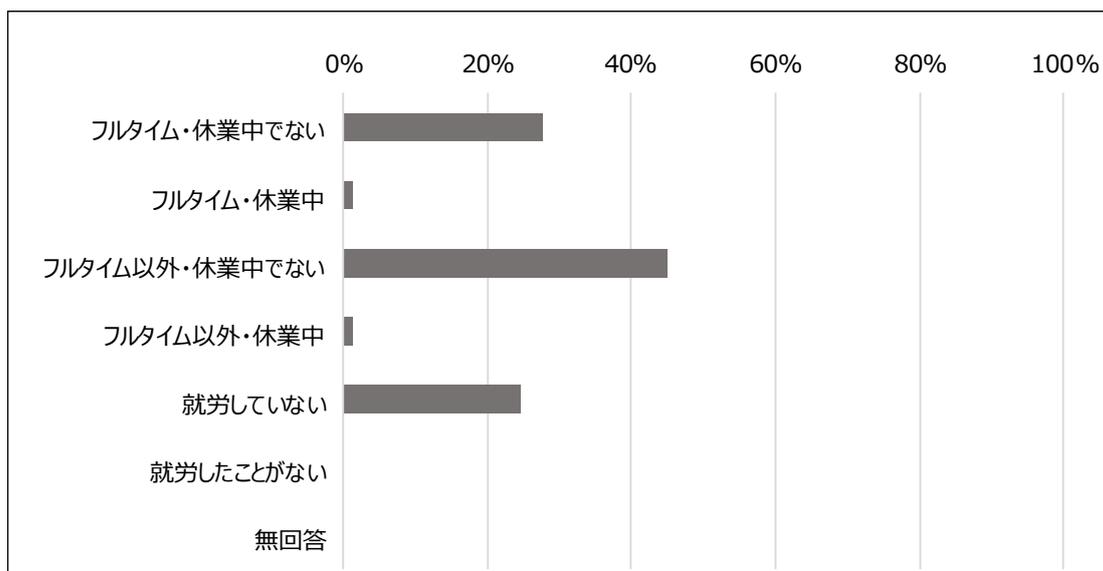
壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

2 保護者の就労状況

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況のうち、フルタイム就労の割合は 29.0%です。また、フルタイム以外での就労の割合は、46.4%、就労していない方は、24.6%でした。

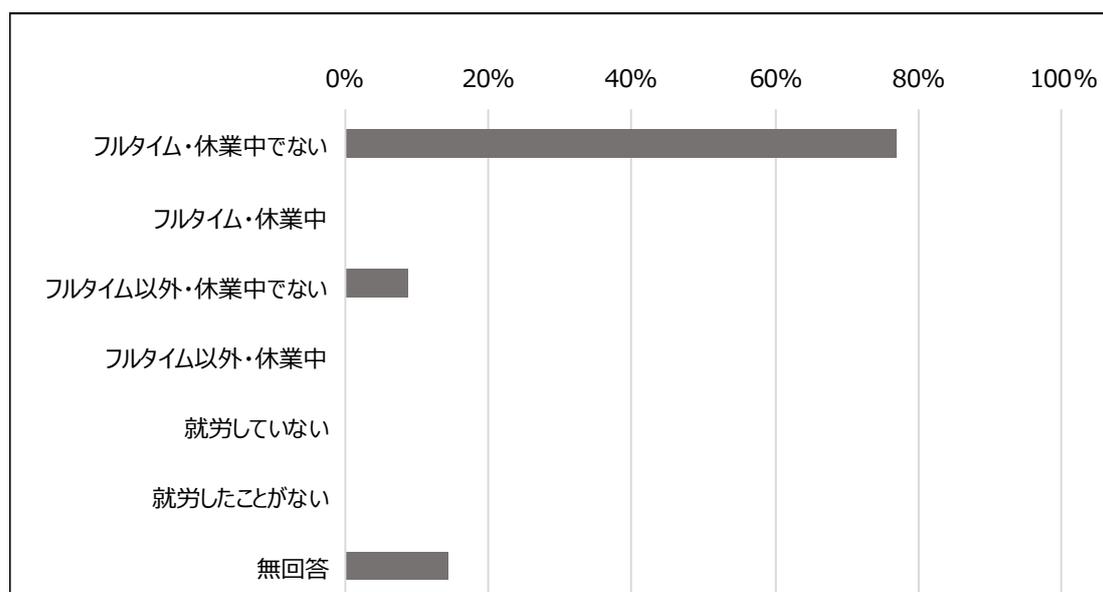
また、パート・アルバイト等での就労割合について、就学前児童保護者が 31.3%であったのに対し、小学生保護者は 56.8%となっており、約半数の方がパート・アルバイト等での就労形態となっています。



壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

(2) 父親の就労状況

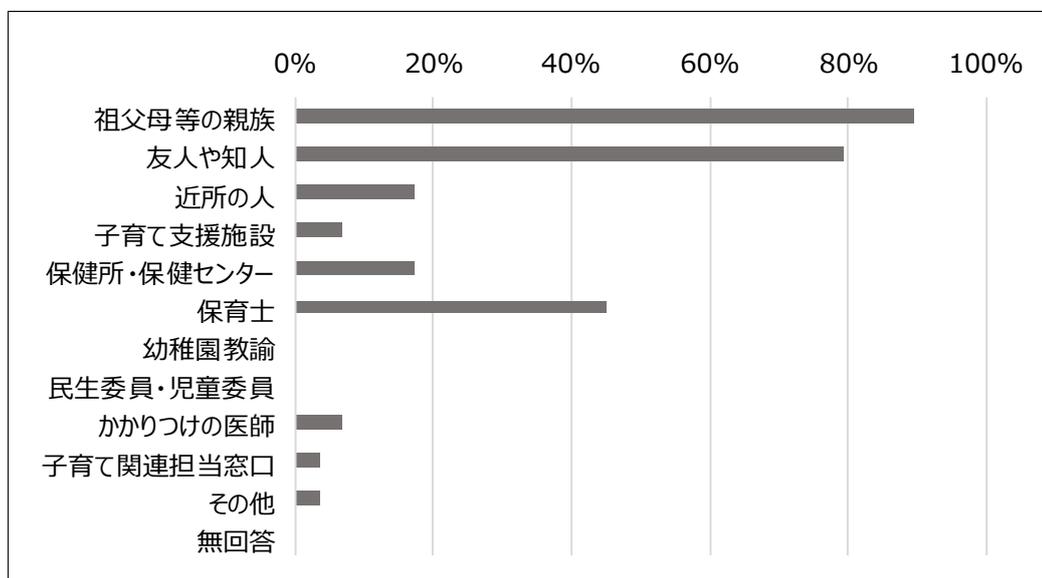
父親の就労状況のうちフルタイム就労の割合は、76.8%です。また、フルタイム以外での就労の割合は、8.7%であり、無回答を除くすべての方が就労をしている状況となっています。



資料：壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

3 子育てに関する悩みの相談先

子育てに関する悩みの相談先としては、「祖父母等の親族」、「友人や知人」、「保育士」の順に多くなっており、身近な人に相談する傾向となっていますが、「相談すべき人がいない」と回答した方が全体のうち6.5%おり、相談先のない方への支援を検討する必要があります。



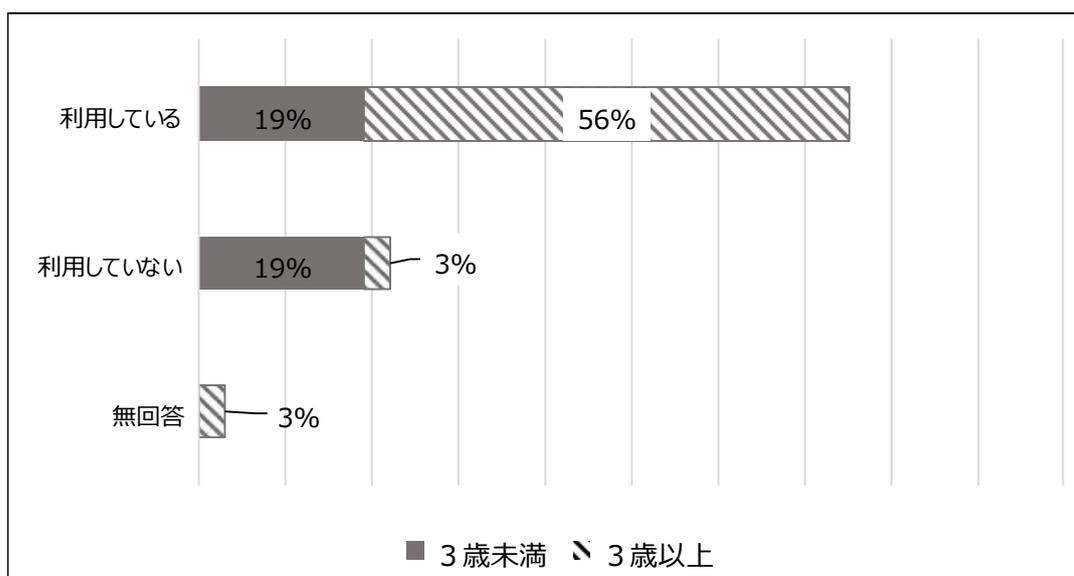
壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

4 定期的な教育・保育事業の利用状況と理由

(1) 利用状況

就学前児童の保護者を対象としたアンケートでは、定期的に教育・保育事業を利用している方は75.0%で、無回答を含め、利用していない方は25.0%でした。

また、利用している方のうち、87.5%が町内施設、12.5%が町外施設を利用しています。



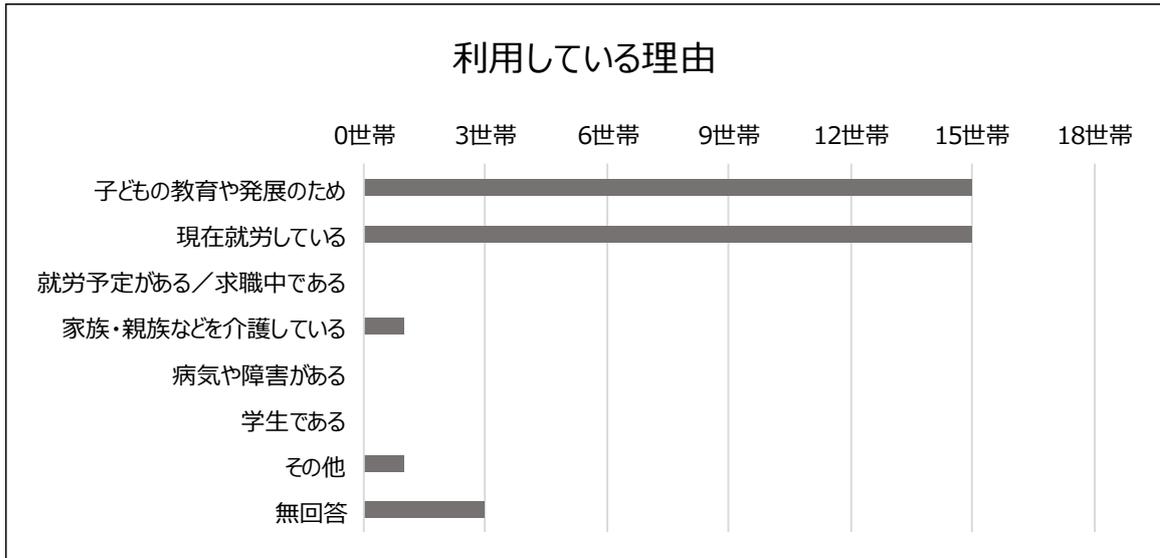
資料：壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

(2) 利用しているまたは利用していない理由

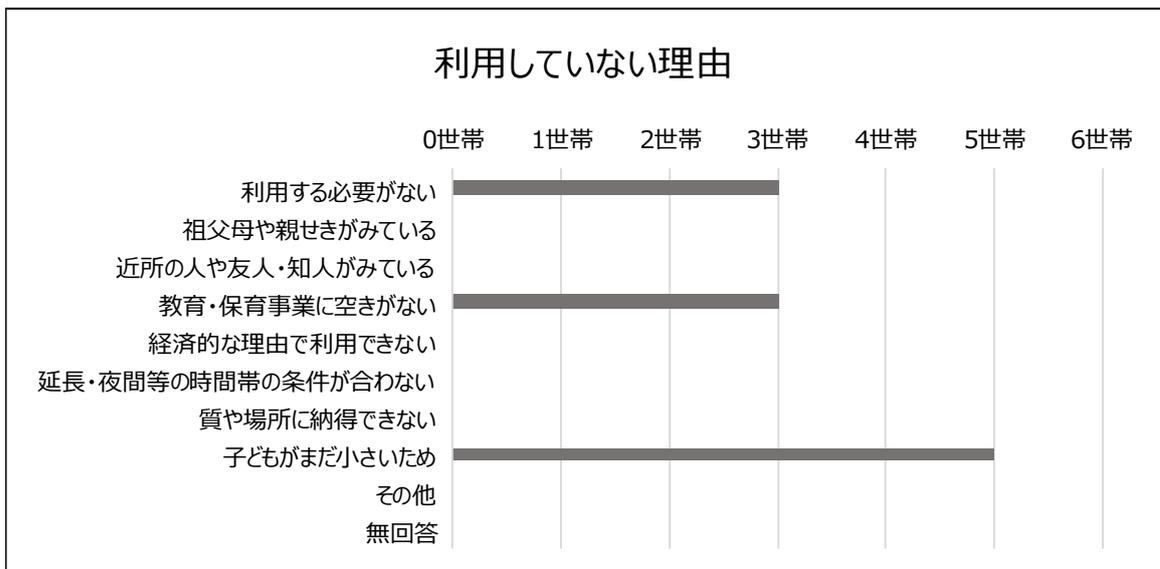
定期的な教育・保育事業を利用している理由として、「子どもの教育や発展のため」、「親が現在就労している」という理由が最も多く、利用していない理由では、「子どもがまだ小さいため」というのが最も多い理由となっています。

現在は仕事をしていないと回答した方への就労開始時期に関する質問に対して、「子どもが3歳になったら」と答えた方が多いことから、教育・保育事業についても、3歳頃から利用したいと考えている方が多いことが推測されます。

しかし、利用していない理由として、「教育・保育事業に空きがない」と回答した方がいることから、待機児童を発生させないための取り組みと保育体制の整備が求められています。



壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）



壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

5 教育・保育事業の利用意向

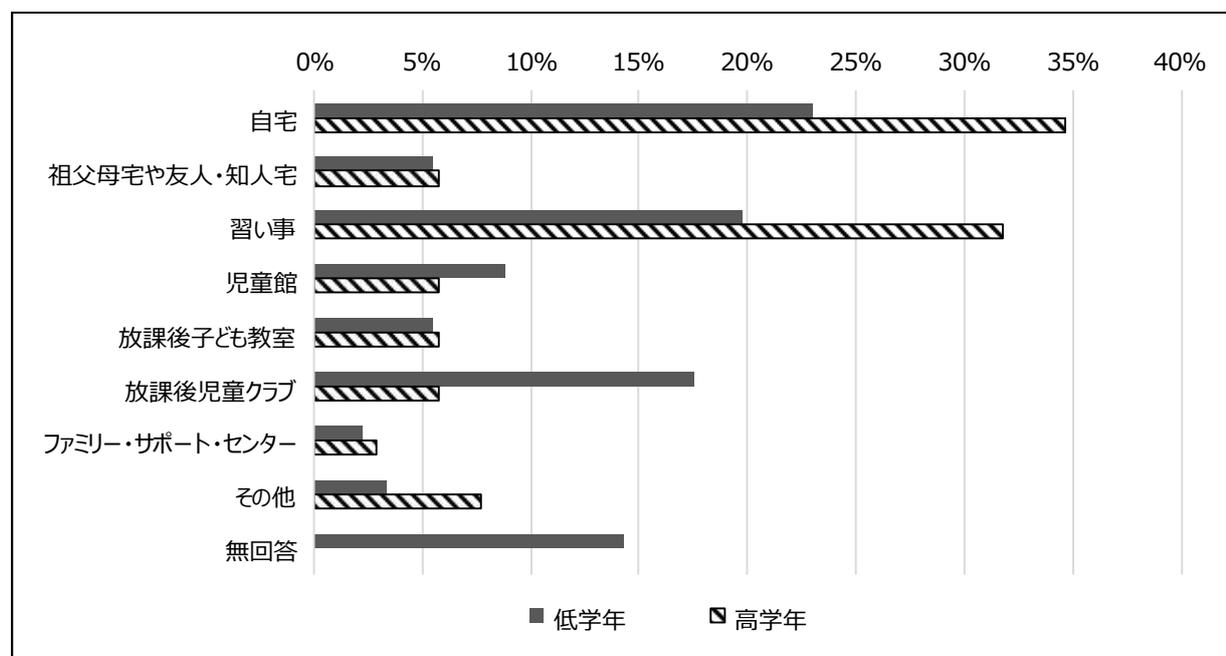
施設利用意向としては認定子ども園、認可保育所の利用意向が高く、幼稚園と続いています。

区分	世帯数	比率	3歳未満		3歳以上	
			世帯数	比率	世帯数	比率
幼稚園	10	32.26%	5	50.00%	5	50.00%
幼稚園の預かり保育	6	19.35%	2	33.33%	4	66.67%
認可保育所	11	35.48%	4	36.36%	7	63.64%
認定子ども園	22	70.97%	9	40.91%	13	59.09%
家庭的保育	2	6.45%	0	0.00%	2	100.00%
事業所内保育施設	1	3.23%	0	0.00%	1	100.00%
その他の認可外保育施設	1	3.23%	0	0.00%	1	100.00%
居宅訪問型保育	7	22.58%	3	42.86%	4	57.14%
ファミリー・サポート・センター	4	12.90%	1	25.00%	3	75.00%
その他	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
無回答	2	6.45%	0	0.00%	2	100.00%

壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

6 放課後の過ごし方

放課後の過ごし方についてのアンケートでは、低学年・高学年とも自宅で過ごすという方が最も多く、次いで習い事となっています。児童館・放課後児童クラブについては、低学年の利用希望が多くなっています。



壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

7 子育て環境に対する考え

(1) 子育て満足度

壮警町における子育ての環境や支援への満足度は、4段階で「まあまあ子育てしやすい」が55.1%であり、次いで「あまり子育てしやすすくない」が23.2%、「大変子育てしやすい」が20.3%、「子育てしにくい」が1.4%という結果でした。

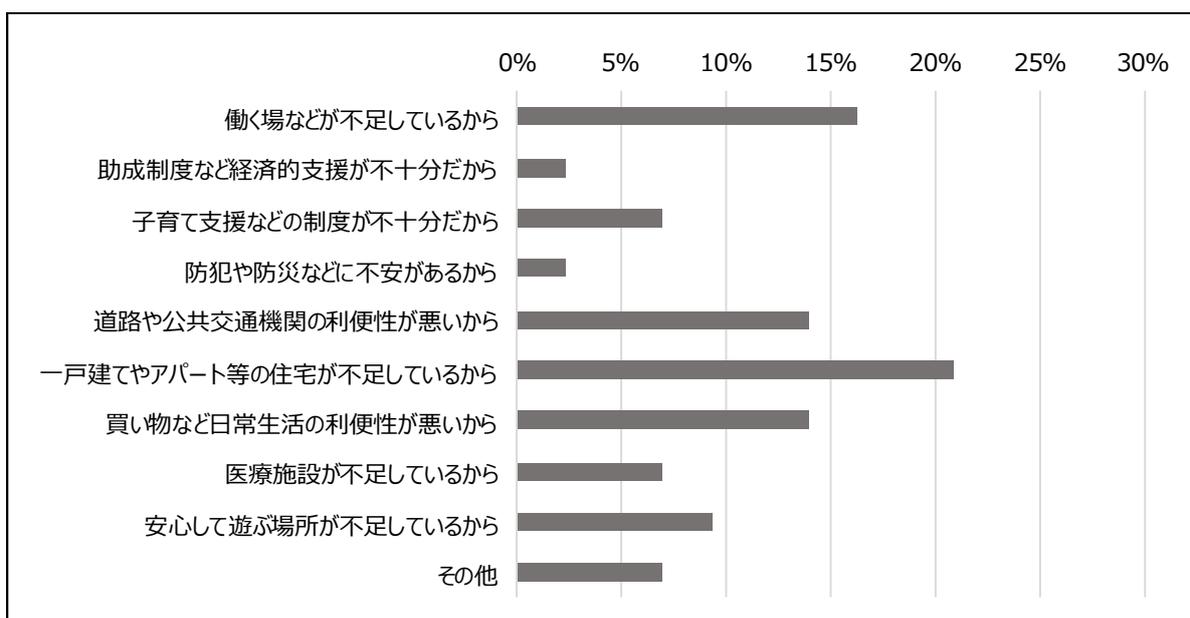
＜子育て環境や支援への満足度＞

区 分		世帯数	比率
高 ↑ ↓ 低	1	14	20.3%
	2	38	55.1%
	3	16	23.2%
低	4	1	1.4%
合 計		69	100%

(2) 子育てしにくい理由

壮警町における子育ての環境や支援への満足度調査で「あまり子育てしやすすくない」、「子育てしにくい」と回答した理由について、「住宅の不足」と回答した方が最も多く、「働く場の不足」、「交通機関や日常生活の利便性が悪い」と続いています。

子育てに関する満足度調査において、子育て環境に何らかの不満を感じている方が24.6%おり、住環境などのさらなる整備が重要となっております。

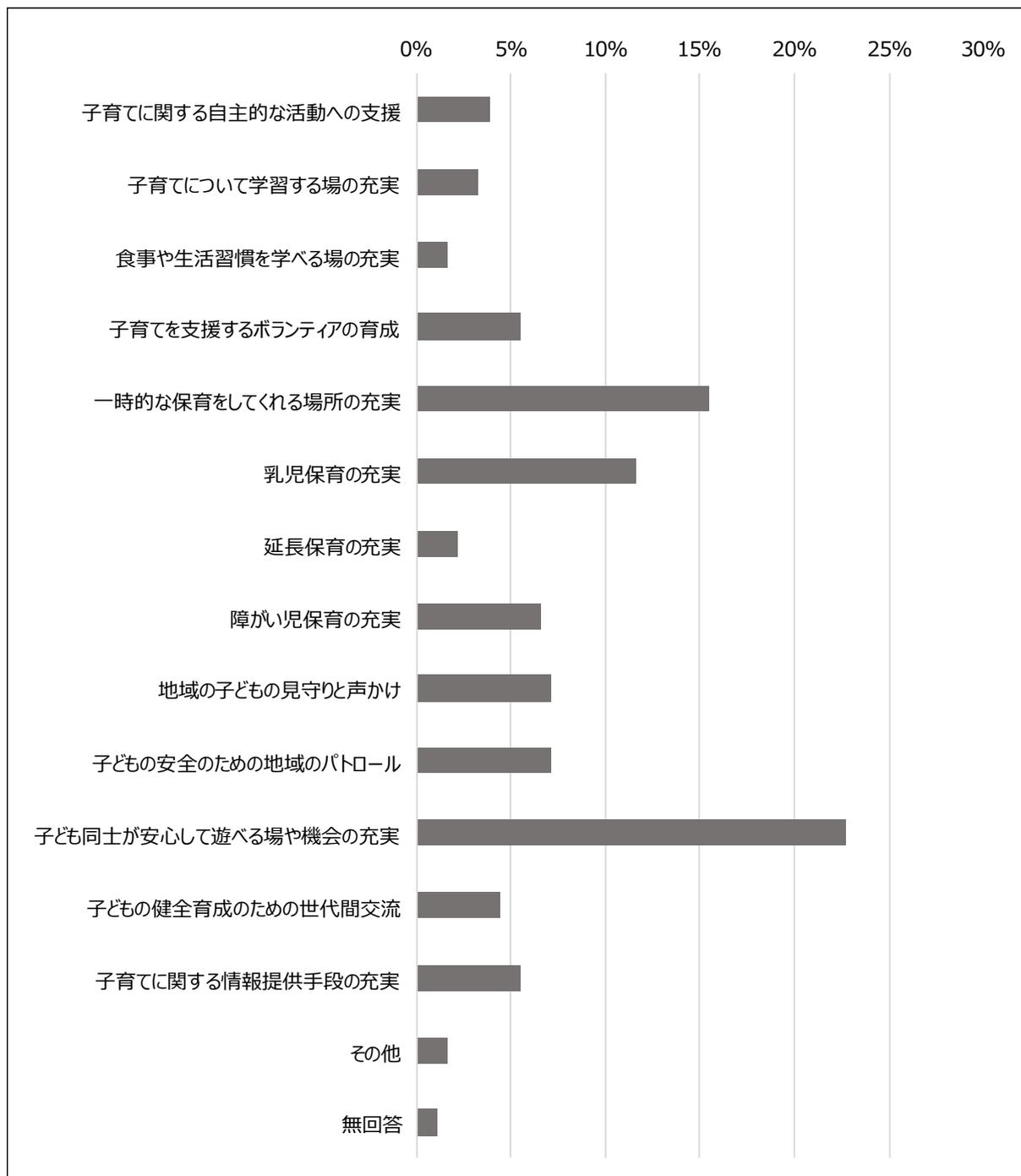


壮警町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

8 町の子育て支援施策に期待すること

壮瞥町の子育て支援施策に期待することについて、最も多かったのは、「子ども同士が安心して遊べる場や機会の充実」で22.7%、次いで「一時的な保育場所の充実」が15.5%、「乳児保育の充実」が11.6%となっています。

これらのアンケート結果から得られた子育てに関するニーズを踏まえ、屋内遊戯施設等の整備や一時的な預かり先の提供などについて検討を行っていきます。



壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（令和元年）

9 自由意見

① 子育て環境について

- ・壮瞥は地域の人でも積極的に子育てに参加する良い町だと思う。移住者にとって困るのは頼れる両親が身近にいないことなので、地域のボランティアさんが乳児の頃からかわり、何かあれば預けられるような仕組み作りがあると良いと思う。
- ・町内に子どもが遊べる場所が少ない。子育て支援センター以外にも遊ばせる所があるとありがたい。
- ・他の市町の同年代の子ども同士がふれあえる場所や機会の充実や町内で子育てイベントを開催して欲しい。
- ・屋内・屋外両方で遊べる大型遊具や低年齢でも安心して遊べるようなブランコや砂場が欲しい。町の PR にもなると思う。
- ・母子共に病気になった時など、とても困るので、ファミリー・サポートや一時預かりがあればとても助かる。
- ・高学年の子どもの居場所があまりないように感じるため、幅広い世代の人が利用できる集いの場が町出来れば良いと思う。
- ・保育の充実も大切だが、もっと中・高生への環境の充実を考えてもらいたい。通学にも送迎が不可欠になる地域では、就労時間が制限されてしまううえ、経済的負担が増える。幼少期だけでなく、長い目で見た支援を考えて欲しい。
- ・有料でも良いので、時間で子どもを見てくれる所をつくて欲しい。ベビーシッターなど、1時間だけ預けるとするのは都会だけしかない気がする。少しでも預けたりできないから母親が一人きりで育児しなければいけない気がする。
- ・室蘭市社会福祉協議会で行われている『子育てレンジャー』のような預かりサポートがあれば心強くなると思う。
- ・病児保育を行ってほしい。子どもの体調が悪い時、もちろん側にいてあげられるのが一番だと思うが、どうしても仕事を休めない場合も時としてある。身近に見てもらえる人がいない場合、本当に困るため、あると助かると思う。
- ・仕事の就労時間等に関わらず、親のリフレッシュのために子どもを見てくれる所があれば、心の負担が少なくなると思う。

② そうべつ保育所について

- ・そうべつ保育所は“認定こども園”の基準を満たしているのか。他の「保育所」でも色々な事を子どもたちに教育（体験）している所がたくさんあるため、他の施設がどんな事をしているのか、“他”をもっと見て柔軟に対応した方が良いと思う。
- ・そうべつ保育所に対する不満を耳にすることがある。そうべつ保育所はいい所がたくさんあるが、他の保育所をまったく知らない保育士もいると思うので、色々な保育所を見に行き研修したら良いと思う。
- ・壮瞥町の教育、保育に関しては行政が主体となる部分が多いようだが、ニーズが増加・多様化しているため、運営側利用者双方のためにも民間やNPO等のサポート体制も必要ではないかと感じる時がある。
- ・障がい児に対する知識を持つ人材を積極的に確保し、人手不足だけで保育所に入所できないことがないようにして欲しい。

③ 住環境について

- ・子育て中に住める住宅があり素晴らしい取り組みだと思うが、その後の住宅問題が解決しないため、住み続けるのは難しいかと考えている。空き家バンクの充実、宅地分譲などがあれば良いと思う。
- ・通学に適している場所に公営住宅が少なく、子育て世代が住めるような広い間取りの住宅が足りない。
- ・子育て家族が住むことができる中古住宅、一戸建てを建てるための土地も不足していると思う。

④ その他

- ・壮瞥町のやっていることはすごく中途半端だと思う。子育て支援と言って人を呼んでも保育所に入れない。イベントについても準備が不十分であり、また今度こよとは思われない。とりあえず「やればいい」「言えばいい」というような町だと思う。
- ・医療費助成制度がとても助かるため、これからも継続してもらいたい。
- ・フィンランド事業は壮瞥町の素晴らしい取り組みだと思うので、これからも続けて欲しい。
- ・ALTなどが行う英会話教室（子ども向け、大人向け）があれば良いと思う。

第4節 将来人口推計

住民基本台帳に基づき、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、0～11歳の人口は、令和2年には174人であったものが、令和6年には157人となり、5年連続で減少が予想されます。

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	13	13	14	15	15
1歳	16	13	13	14	15
2歳	16	17	13	13	14
3歳	11	16	17	13	13
4歳	8	10	14	15	12
5歳	14	8	10	14	15
6歳	19	14	8	10	14
7歳	15	20	15	8	10
8歳	18	14	19	14	8
9歳	13	15	12	16	13
10歳	13	13	15	12	16
11歳	18	13	13	15	12
0～2歳合計	45	43	40	42	44
3～5歳合計	33	34	41	42	40
6～8歳合計	52	48	42	32	32
9～11歳合計	44	41	40	43	41
0～11歳合計	174	166	163	159	157

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ時期)に生まれた人々の集団をさします。

第3章 子ども・子育て支援サービスの見込み

計画期間における子ども・子育て支援サービスの見込みは、平成26年1月に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、家族類型別の子どもの数に、ニーズ調査結果から得た意向率を乗じて算出しました。

ただし、算出した数値と過去の実績値の間に大きな乖離が認められた場合や、ニーズ調査の回収数が少なく、量の見込みに反映させることが困難な場合には、利用実績等を考慮した補正値をもって量の見込みとしています。

<国から示された量の見込み算出項目>

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
3	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0～2歳
5	時間外保育事業	0～5歳
6	放課後児童健全育成事業	1～6年生
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・ワイルド別）	0～5歳、1～6年生
8	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
9	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
12	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

※「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」などは、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出。

<算出方法>

児童人口の推計	コーホート変化率法によって、令和2～6年度の0～11歳の子ども的人口を推計する。
家庭類型の分類	<p>ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型の児童数の割合を算出する。</p> <p>【家庭類型】 ※1年以内の就労希望がある者は、希望の就労形態により区分する。 タイプA：ひとり親家庭 タイプB：フルタイム×フルタイム タイプC：フルタイム×パートタイム タイプC'：フルタイム×パートタイム（短時間） タイプD：専業主婦（夫） タイプE：パート×パート タイプE'：パート×パート（短時間） タイプF：無業×無業</p>
量の見込み算出	<p>家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から割合を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育の量の見込みの場合、1号、2号、3号別に、年度ごとに算出。 ●地域子ども・子育て支援事業の場合、事業別に年度ごとに算出。

第1節 子どものための教育・保育給付

本町における教育・保育施設の量の見込みは、下表のとおりです。

単位：人

	元年度 (実績)	2年度 (推計)	3年度 (推計)	4年度 (推計)	5年度 (推計)	6年度 (推計)
① 第1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	4	4	4	5	5	5
認定こども園短時間児（①）	4	4	4	5	5	5
② 第2号認定こども（3～5歳）	30	25	26	31	32	30
③ 第3号認定こども（0歳）	3	6	6	6	7	7
④ 第3号認定こども（1, 2歳）	12	16	15	13	14	15
保育所、認定こども園長時間児（②+③+④）	45	47	47	50	53	52

※各年4月時点の入所者数を想定

第2節 地域子ども・子育て支援事業

本町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、下表のとおりです。

	元年度 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 利用者支援事業	未実施	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
② 地域子育て支援拠点事業	130人/月	120人/月	120人/月	120人/月	120人/月	120人/月
③ 妊産婦健康診査	17人	15人	15人	15人	15人	15人
④ 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・産婦訪問事業)	17人	15人	15人	15人	15人	15人
⑤ 養育支援訪問事業等	1人	1人	1人	1人	1人	1人
⑥ 子育て短期支援事業	未実施	-	-	-	-	-
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	未実施	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日	4人/日
⑧ 一時預かり事業（認定こども園短時間児を対象）	未実施	-	-	-	-	-
⑨ 一時預かり事業（⑧以外）	未実施	5人/日	5人/日	5人/日	5人/日	5人/日
⑩ 延長保育事業	未実施	-	-	-	-	-
⑪ 病児保育事業	未実施	3人/日	3人/日	3人/日	3人/日	3人/日
⑫ 放課後児童健全育成事業	19人	25人	25人	25人	25人	25人
⑬ 時間外保育事業	未実施	-	-	-	-	-

※令和元年度は4月1日現在の登録者数

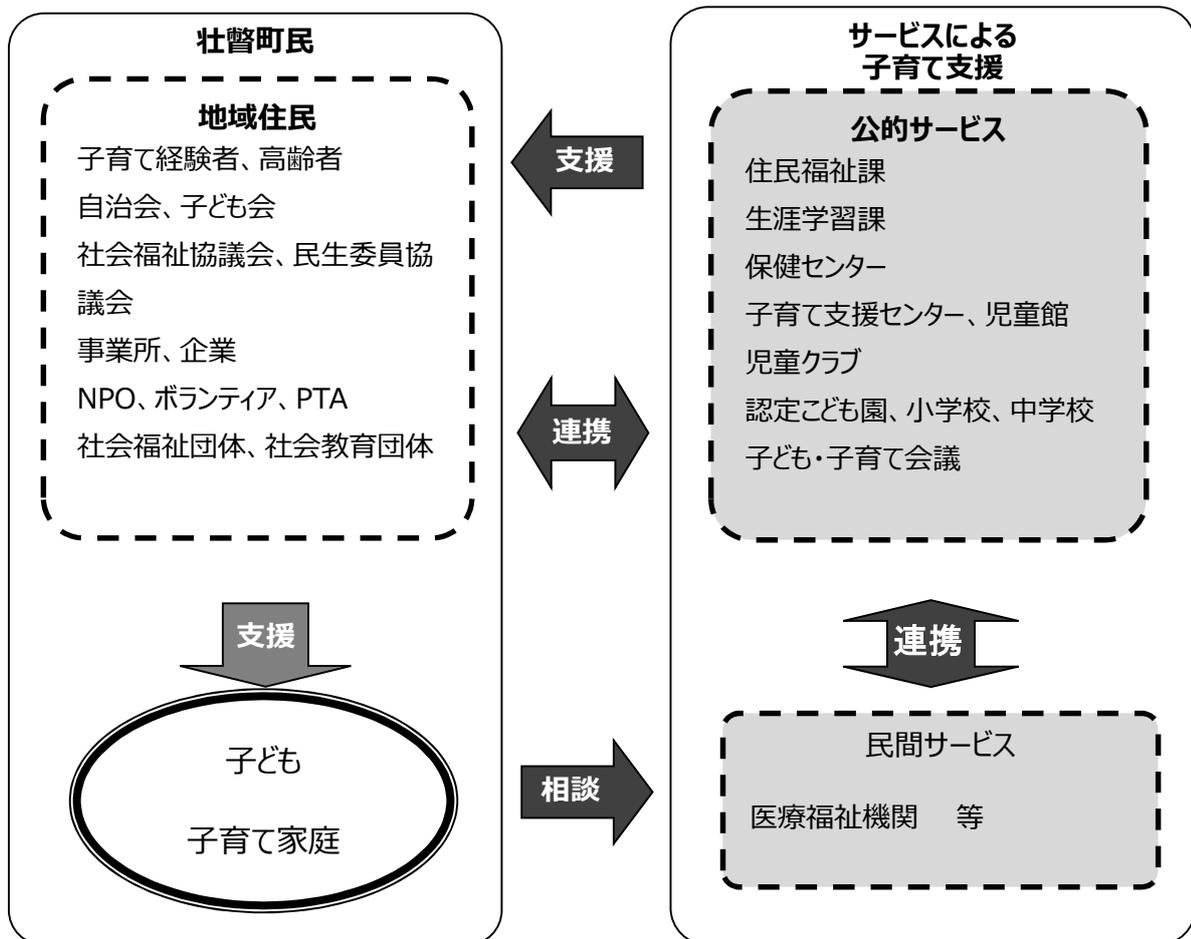
第4章 子ども・子育て支援サービスの確保策

第1節 関係機関との連携体制の構築

本計画における多くの事業は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であり、関係各所との密接な連携が不可欠であることから、様々な広報活動や生涯学習等の機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

なお、事業の実施に当たっては、人と人とのふれあいや、様々な人たちとの関わりが重要な要素であるため、子どもを含む住民のニーズを十分に把握したうえで、各種関係団体と連携して施策を推進していきます。

<連携イメージ図>



第2節 各種サービスの確保策

1 子どものための教育・保育給付

壮瞥町では、認定こども園そうべつ保育所の利用者が、教育・保育給付の対象となります。0～2歳児保育の利用希望数が高く出ておりますが、令和3年度までに入所定員数の検討を行います。

〔提供量〕

単位：人

	2年度 (推計)	3年度 (推計)	4年度 (推計)	5年度 (推計)	6年度 (推計)
① 第1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	10	10	10	10	10
認定こども園短時間児（①）	10	10	10	10	10
② 第2号認定こども（3～5歳、保育所等利用希望者）	60	54	54	51	51
③ 第3号認定こども（0歳）	3	3	3	6	6
④ 第3号認定こども（1, 2歳）	12	18	18	18	18
認定こども園長時間児（②+③+④）	75	75	75	75	75

2 地域子ども・子育て支援事業

（1）利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。壮瞥町では、子育て支援に関する情報提供や相談は、役場の窓口や保育所、保健センターで受けています。専任の職員の確保が難しいため、事業としての実施は見送りますが、関係機関で連携をとり、対応に努めていきます。

（2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。そうべつ子どもセンター内の「子育て支援センターげんき」で、週5日開設しており、引き続き事業を実施します。また、月に1～2回程度、サークル日を設け各種行事を継続して実施します。

（3）妊産婦健康診査

妊婦健康診査については、妊婦の経済的負担と精神的不安を軽減し、安心・安全な出産のために、妊婦一般健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票（11回分）を配布します。平成30年度から開始した産婦健康診査受診票（2回分）の配布に加え、各種受診票の配布を継続し、引き続き、全妊産婦が利用するよう、受診勧奨に努めていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。壮瞥町では、引き続き全戸訪問に努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。新生児訪問や、乳幼児健診未受診者の家庭への訪問を通して、家庭状況を把握し、適切な支援に努めていきます。

(6) 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において、原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、緊急的に児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。町内での確保は難しいため、近隣市町と連携をとり、確保策の検討をしていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。利用者ニーズの把握に努めながら一時的な子どもの預け先について、住民同士が協力できるような体制づくりに向けて、意識の啓発や、必要な研修制度の導入等、体制づくりを検討していきます。

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、未就園児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。利用者ニーズを把握しつつ事業実施に向けた検討を行うとともに近隣市町との連携強化に努めます。

(9) 延長保育事業

延長保育事業は、11時間以上の開所時間で保育を行う事業です。今後、利用者のニーズ調査を行い、動向を踏まえつつ事業化について検討します。

(10) 病児保育事業

病児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。町内あるいは、周辺の市町と連携をとり、確保策の検討をしていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子供教室）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。壮瞥町では、そうべつ児童クラブを開設しており、引き続き継続していきます。

また、計画期間内において、放課後児童クラブが放課後子供教室と一体となった事業を実施することを目指し、各関係機関が連携し取組を推進していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や近隣市町の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。国や近隣市町の動向を把握しながら、必要に応じて実施の検討をしていきます。

〔提供量〕

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者支援事業	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業	1 箇所				
妊産婦健康診査	15 人				
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児・産婦訪問事業)	15 人				
養育支援訪問事業等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
子育て短期支援事業	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター事業	0 人/日	4 人/日	4 人/日	5 人/日	5 人/日
一時預かり事業（未就園児対象）	0 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日	5 人/日
一時預かり事業（認定こども園短時間児）	-	-	-	-	-
延長保育事業	-	-	-	-	-
病児保育事業	0 人/日	3 人/日	3 人/日	3 人/日	3 人/日
放課後児童健全育成事業	25 人				
時間外保育事業	-	-	-	-	-

第5章 施策の展開

第1節 地域における子育ての支援

<現状と課題>

- 就学前の子どもの教育・保育については、公立の認定こども園そうべつ保育所で実施しています。入所児童数は、ほぼ横ばいに推移しています。
- 保護者の就労など多様なニーズに応じて、生後6か月からの乳児保育や障がい児保育、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。

参考 利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通常保育（長・短両方）	58人	51人	49人
乳児保育事業	3人	3人	3人
障がい児保育	2人	0人	0人

※各年5月1日現在の人数

- 親子の交流・相談・遊びの場については、子育て支援センターげんきにて週5日の開設を実施しています。また、月1～2回のサークルの開催や、随時子ども相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域子ども・子育て支援拠点事業	523人	982人	1,563人

- 保護者の育児疲れを解消するため、一時的な子どもの預け先について、住民同士が協力できるようなファミリー・サポートや一時預かりの体制づくりについて検討を行います。
- 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職員が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するため、令和3年3月に壮瞥町子育て世代包括支援センターを設置します。

<基本方針>

- ① 保育サービスの充実
- ② 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- ③ 児童の健全育成

1 保育サービスの充実

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
1	就学前児童のための教育・保育の提供	そうべつ保育所においては朝7時30分から18時30分までの11時間保育を実施します。第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	認定こども園 そうべつ保育所 定員 85 名	継続	住民 福祉課
2	乳児(0歳児)保育事業	そうべつ保育所において6か月より受入れをしています。引き続き事業を継続します。	1 か所 3 人	継続	住民 福祉課
3	障がい児保育事業	そうべつ保育所で、集団保育が可能な障がい児を受け入れる保育事業を推進します。	1 か所 0 人	継続	住民 福祉課
4	放課後児童健全育成事業	壮瞥小学校区において、小学校1～6年生を対象に、そうべつ児童クラブを実施します。第4章に定める確保策に基づき、就学前の教育・保育を提供していきます。	1 か所 290 日開設 定員 25 名	継続	住民 福祉課
5	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を実施する事業の検討。	無	実施検討	住民 福祉課
6	一時預かり事業	未就園児を対象で昼間の時間帯に保育所その他の場所で一時的に預かる事業の検討。	無	実施検討	住民 福祉課
7	副食費無償化事業	給食に係る副食費（おかず、おやつ）について、国の施策の対象者には実施しているが、利用者全員の副食費無償化を検討	無	実施検討	住民 福祉課

2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
8	機関訪問	情報交換が必要な機関と連携しながら、胆振西部児童デイサービスセンター職員、太陽の園作業療法士・臨床心理士、町保健師、機関関係者が必要に応じ実施します。	年 4 回	継続	住民 福祉課
9	子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と促進、子育てに関する相談・援助・講習等の子育て支援センターげんきにて開催します。	町営 週 5 開設 職員 2 名配置	継続	住民 福祉課
10	子育てに関する情報提供の充実	ホームページや広報等の媒体を通じて、子育てに関する情報提供の充実に努めます。また、地域住民にとって身近な施設となるよう、保育所や学校の活動内容等を公表します。	実施	継続	住民 福祉課 生涯 学習課
11	子育て応援ごみ袋配布事業	乳幼児を持つ子育て家庭に対して、紙おむつ等を処理するための町指定の可燃用ごみ袋を配布します。	無	実施 (令和 3 年度)	住民 福祉課

12	子育て応援祝金事業	町内の子育て世帯の経済負担軽減を図るとともに、出生・進学する子どもに対する『お祝い』の意を表するため、祝金と町内商品券を支給します。	無	実施 (令和3年度)	住民 福祉課
----	-----------	--	---	---------------	-----------

3 児童・生徒の健全育成

事業番号	事業名	内容	平成30年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
13	読書活動推進事業	読書活動の一環として、読書に親しむための人形劇や、映画鑑賞、学校ブックフェスティバル等を実施します。	実施	継続	生涯 学習課
14	子ども会各種交流事業	町内子ども会活動の支援と、町内かるた大会、スポーツ交流会等を開催します。	実施	継続	生涯 学習課
15	山美湖大学との交流	山美湖大学（高齢者大学）との交流を図ります。	実施	継続	生涯 学習課
16	ブックスタート	乳幼児健診時等に合わせ、絵本の読み聞かせを通して、親と子のスキンシップを深めることを応援する子育て支援策として「ブックスタートパック」を配布します。	実施	継続	生涯 学習課
17	保育所、小学校、中学校の連携（一貫教育）	保育所等から小学校、小学校から中学校への進学が滑らかになるように、授業や行事等を合同で行う機会を増やしていきます。将来的に保、小、中の一貫教育を目指します。 ・交流給食 ・乗り入れ授業 ・運動会での行進曲演奏 等	一部実施	実施検討	住民 福祉課 生涯 学習課
18	思春期における乳幼児とのふれあい体験学習等	次代の親となるべき子どもたちが、命の尊さ、大切さを実感できるように、中学生を対象とし乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験、性教育講義等を実施します。	実施	継続	住民 福祉課
19	図書フェスティバル事業	親子で読書に親しみコミュニケーションの場として図書室の利用増と、子どもたちが本に親しみきっかけづくりの場として実施します。	実施	継続	生涯 学習課
20	キッズスポーツクラブ	幼少年期よりスポーツに親しむことによって、スポーツ活動に興味関心を高めさせることを目的に実施します。	実施	継続	生涯 学習課

第2節 母親と乳幼児等の健康の確保と増進

＜現状と課題＞

- 壮瞥町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、フッ素塗布や新生児訪問、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。
- 食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域小児医療体制の整備を図ります。

＜基本方針＞

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 小児医療の充実

1 子どもや母親の健康の確保

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
2 1	母子健康手帳 交付時の面接	妊娠期の不安軽減を図るため、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職による面接を実施します。	14 人実施	15 人	住民 福祉課
2 2	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康を守り、妊娠経過が順調かどうか、妊婦一般健康診査受診票、超音波検査受診票を交付します。	17 人交付 17 人受診	受診率 100%	住民 福祉課
2 3	産婦健康診査	出産後 2 週前後と 1 か月前後に行う健康診査の受診票を交付します。	17 人交付 17 人受診	受診率 100%	住民 福祉課
2 4	産後ケア事業	育児や体調面で不安のある産婦とその乳児に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。	無	実施 (令和 3 年度)	住民 福祉課
2 5	赤ちゃん訪問 (低体重児・未 熟児訪問を含 む)	新生児・乳児の異常の早期発見と、より良い成長、発達を促していけるよう支援するため保健師が家庭を訪問し、身体計測や育児相談等を実施します。	17 人実施 100%訪問	100%訪問	住民 福祉課
2 6	乳児健診	4・7・12 か月児を対象に、年 4 回、診察、身体計測、発達チェック、育児相談、栄養相談等を実施します。	4 か月健診 71.4% 7 か月健診 88.9% 12 か月健診 94.1%	年 3 回受診率 100%	住民 福祉課
2 7	1 歳 6 か月児 健診	1 歳 6 か月児を対象に、年 4 回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	85.7%	年 4 回受診率 100%	住民 福祉課
2 8	2 歳児健診	2 歳児を対象に、年 4 回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	100%	年 4 回受診率 100%	住民 福祉課
2 9	3 歳児健診	3 歳児を対象に、年 4 回小児科・歯科診察、育児・栄養相談、歯科指導、身体計測、発達チェック等を実施します。	80.0%	年 4 回受診率 100%	住民 福祉課
3 0	フッ素塗布	1 歳半～3 歳児の全ての子どもを対象に、年 3 回、フッ素塗布、歯科指導、育児相談、栄養相談を実施します。 また、むし歯のない 3 歳児の割合を算出し、歯の健康指導につなげます。	受診率 70.3% むし歯のない 3 歳 100%	年 3 回受診率 70% むし歯のない 3 歳 100%	住民 福祉課

3 1	保育所入所児童フッ化物洗口	年中、年長児保育所在園児童にフッ化物洗口を実施します。	実施	継続	住民福祉課
3 2	小・中学校フッ化物洗口	小学校・中学校在籍の希望者を対象に、毎週1回フッ化物洗口を実施します。	実施	継続	生涯学習課
3 3	予防接種	感染予防を図るため、集団及び個別に各種予防接種を実施します。	乳幼児法定接種 95.8%	法定接種 100%	住民福祉課

2 食育の推進

事業番号	事業名	内容	平成30年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
3 4	保育所自園野菜栽培等による食育の推進	保育所園庭において園児野菜栽培や町内農家より提供いただいた野菜を給食に使用し、食育の推進を行います。	実施	継続	住民福祉課
3 5	離乳食相談・訪問	生後5か月から始まる離乳食について、管理栄養士が訪問や面接等により指導・相談対応を行います。	実施	継続	住民福祉課

3 小児医療の充実

事業番号	事業名	内容	平成30年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
3 6	子ども医療費助成事業	高等学校終了前までを対象に、入院・通院費の自己負担額の全額を助成します。道外の病院を受診した場合は、医療費を支払った領収書により償還払いとします。	実施	継続	住民福祉課
3 7	小児救急支援事業	休日及び夜間の小児医療確保について、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院の2院で対応するため、胆振西部3市3町で費用負担します。	2か所	2か所	住民福祉課
3 8	法定外予防接種費用補助事業	乳幼児期から就学前までを対象に、インフルエンザ、おたふくかぜ、みずぼうそうの予防清秋の費用を全額あるいは半額助成します。	実施	継続	住民福祉課

第3節 心身健やかな成長に資する教育環境の整備

<現状と課題>

- 少子高齢化、核家族化の進行や就労形態の変化において、人間関係の希薄化が顕著に現れ、子育ての不安や孤独感が高まっています。また、児童虐待、いじめ、貧困問題や電子メディアとの付き合い等、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している中、地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりが重要になってきます。
- 家庭は、子育ての第一義的な責任を有していることを踏まえ、子育てを取り巻く環境に対応し、子育て家庭の負担を配慮し子育て世代が安心して子どもを生み育てることができる子育て支援施策を推進していきます。
- 子どもたちには家庭や地域、学校において多くの地域資源を生かした体験や経験と学びを通して、一人ひとりが豊かな個性を育み、知徳体のバランスのとれた教育で「生きる力」を身につけ、健やかな成長を地域で見守りながら子どもたちの主体的な成長を支える環境を整えていきます。

<基本方針>

- ① 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- ② 家庭や地域の教育力の向上
- ③ 地域全体で子どもたちを育てる環境の整備

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
39	フィンランド国派遣海外研修事業	友好都市であるケミヤルヴィ市へ中学生を派遣し、見聞を広め、国際的な視野と感覚を養い国際化の時代に対応出来る人材を育成します。	実施	実施	生涯学習課
40	生徒指導連絡協議会の設置	各学校及び関係機関との連絡会議を実施します。	実施	継続	生涯学習課
41	各学校での防犯教室実施	各小・中学校で危機管理マニュアル等を作成し、「交通安全」「防犯」教室などを実施します。	実施	継続	生涯学習課
42	コミュニティースクール事業の推進	小、中、高校に学校運営協議会を設置し、各校の学校評価の実施と学校運営の充実に努めます。	小、中、高校 設置	継続	生涯学習課
43	公立学校施設の整備充実推進事業	各小・中学校の施設修繕や図書備品の整備等を行います。	実施	継続	生涯学習課
44	防犯ブザーの配布	新入学1年生（小・中）に防犯ブザーを1人1個配布します。	実施	継続	生涯学習課
45	地域学校協働活動事業	学校と地域をつなぐ地域コーディネーターを配置し、幅広い地域住民や団体等の参加を得て、地域とともにある学校を目指します。	実施	継続	生涯学習課
46	教育相談事業	児童、生徒に関するさまざまな不安や悩みの相談事業を実施しています。	実施	継続	生涯学習課
47	人権教育活動事業	児童、生徒の人権尊重のための知識や技術及び態度を養うことを目的として人権教育を実施します。	実施	継続	生涯学習課
48	スクールカウンセラーの派遣	児童生徒の心理に関して、高度で専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校へ派遣し、心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。	実施	継続	北海道 生涯学習課

2 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
49	子育てボランティアの育成の検討	草刈り、除雪作業、行事への協力、読み聞かせ等、保育サービスの運営の一部に、子育てを応援したい住民の力を活用できるようなボランティアの育成と方策を検討します。	無	実施検討	住民福祉課
50	マタニティ教室の開催の検討	安定した妊娠期を過ごすため、また、安心して出産・育児にのぞめるよう、子育てに関する知識の普及やグループ実習を通じた友だちづくりなどの支援を検討します。	年 4 回	年 4 回	住民福祉課
51	祖父母教室開催の検討	祖父母世代が孫や地域の子どもの育児を、自信を持って、適切に行うことができるよう、祖父母世代を対象に育児情報・育児に関する学習の機会を提供します。	無	実施検討	住民福祉課
52	親力つむぎ事業	家庭の教育力向上を図り子どもの健やかな成長を促すことを目的として、親子体験プログラム、教育講演会、子どもプログラムなどの事業を行っています。	実施	継続	生涯学習課

第 4 節 子どもと子育て家庭を支援する環境の整備

<現状と課題>

- 子どもや子育て家庭の保護者が、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていく必要があります。
- 近年の核家族化、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されたこともあり、女性の就業率向上や働き方の多様化しており、仕事や子育てと家庭生活のバランスがとれた環境整備が求められる中、子育て家庭の負担について不安や悩みを抱えていることが考えられます。令和元年 11 月に実施したニーズ調査結果では、家庭において子育て（教育を含む）を主にしているのは、「父母ともに」が 76.1%となっていました。主に「母親」が 22.4%という結果となっています。子育て家庭の保護者が仕事と家庭生活のバランスをとり、子どもに向き合う余裕を持ち家族が協力し合って子育てを行うことの重要性について啓発を継続していくことが必要です。
- 近年、暴風雨、大雨災害を始めとする自然災害や、子どもたちが悲惨な事件、事故に巻き込まれる事案が多発し、多くの子どもたちが犠牲となっています。子どもたちが安全に日々を過ごせるよう、防災意識の啓発、交通安全の啓発、犯罪被害からの防備連携等、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えが求められています。

<基本方針>

- ①生活環境の整備
- ②仕事と家庭の両立の推進
- ③子どもの安全を確保するための活動の推進

1 生活環境の整備

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
53	公共建築におけるシックハウス対策	シックハウス症状群の発生を防止し、施設の利用者及び従事者の健康の保持を図るため、建築物の新築・増改築・修繕の際、シックハウス対策を講じた資材等を使用します。	実施	継続	建設課
54	公共施設におけるバリアフリー化推進	高齢者や身体障がい者を含め、全ての人が円滑に利用できる建築物の促進を図るため、新築・増改築・修繕の際、段差の解消・手すりの設置等の整備を行います。	実施	継続	建設課
55	「夏・冬休みの生活」についての広報紙発行	各休み開始前に生徒指導連絡協議会においてチラシを町内回覧用として配布します。	実施	継続	生涯学習課

2 仕事と家庭の両立の推進

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
再掲	保育サービスの充実	第 5 章第 1 節に定める子育て支援サービスの充実に努めます。	実施	継続	住民福祉課

3 子どもの安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
56	各学校と警察の連携	交通安全教室、防犯教室を開催します。	実施	継続	生涯学習課
57	防犯パトロール（防犯協会）	地域安全青色パトロール隊を結成し、随時、隊員自ら地域全体の防犯体制の強化を図ります。 伊達市・壮瞥町・洞爺湖町・豊浦町	実施	実施	総務課
58	防災教育の実施	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するための必要な知識、技能等の育成を図ります。子ども自身が安全な行動がとれるように、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	実施	継続	生涯学習課
59	こぐまらぶの開催	保育所において交通安全指導を園児に実施します。	実施	継続	住民福祉課

第5節 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

<現状と課題>

- 厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成30年度は159,850件（速報値）となっています。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、子どもの居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応できるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていく必要があります。
- ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会や時間が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。ニーズ調査結果で、保護者が「父親だけ」、または「母親だけ」と回答した割合は全体の6%ですが、継続してひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。
- 適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受け入れ体制を整備します。

<基本方針>

- ①児童虐待防止対策の推進
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児支援の充実

1 児童虐待防止対策の推進

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
60	要保護児童対策地域協議会の開催	虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力ができる体制づくりに取り組みます。	「個別ケース検討会議」の開催 年 2 回	継続	住民福祉課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
61	ひとり親家庭等医療費助成事業	18 歳未満の児童を対象とし、入・通院費の自己負担額の全額を助成します。	実施	継続	住民福祉課
62	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の 18 歳未満の児童を監護している父または母や父母にかわってその児童を監護している方に支給しています。	対象世帯数 20 世帯	継続	北海道 住民福祉課
63	就学援助制度	経済的な理由により、小中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品等の購入費を援助します。	54 名	継続	生涯学習課

3 障がい児支援の充実

事業番号	事業名	内容	平成 30 年度 事業量・実績	目標事業量	担当課
64	障がい児通園（デイサービス）助成事業	心身に発達遅れや障がいのある児童に対し、1 市 3 町の共同利用で「あいあい ROOM」を利用し、基本動作の指導や日常生活適応訓練等を実施します。	1 事業所 6 名	継続	住民福祉課
65	特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に障害のある 20 歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している保護者に支給しています。	対象世帯数 7 世帯	継続	北海道 住民福祉課

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

関係主体それぞれの役割分担は、下記の通りとします。

関係主体	役割
壮瞥町	1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保する。
北海道	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う。特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備する。国又は北海道や壮瞥町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
町民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は北海道や壮瞥町が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

第2節 計画の進行管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「壮瞥町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、子ども・子育て会議で審議を行っていきます。

また、本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めています。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、
壮瞥町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べる
ことができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員8名以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 関係行政機関の役員及び職員
- (4) 民生委員児童委員
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が
選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

壮瞥町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所属団体	備 考
松 岡 賢 晃	壮瞥中学校長	
柴 田 暦 章	壮瞥小学校長	
成 澤 敏 勇	民生委員児童委員	
金 子 祐 一	民生委員児童委員	
西 澤 由 美	壮瞥町 PTA 連合会会長	
松 本 啓 太	子どもの保護者	
佐 渡 眞 弓	認定こども園そうべつ保育所長	
石 田 透	そうべつ子どもセンター児童厚生員	

第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画策定に至るスケジュール

日 程	内 容
令和 1 年 1 1 月 1 2 日	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査開始
令和 1 年 1 1 月 2 9 日	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査終了
令和 1 年 1 2 月上旬～中旬	ニーズ調査結果取りまとめ、第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画素案作成
令和 1 年 1 2 月 2 3 日	第 1 回壮瞥町子ども・子育て会議開催 町長より子ども・子育て支援条例、第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画への諮問。条例と計画案の審議
令和 1 年 1 2 月下旬	子ども・子育て支援条例（案）、第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（案）の修正
令和 2 年 1 月 2 0 日	修正した条例（案）、計画（案）について、子ども子育て会議委員へ書面審議
令和 2 年 2 月 1 日	子ども・子育て支援条例（案）についてパブリックコメントの実施 2 月 2 1 日まで
令和 2 年 2 月上旬～中旬	子ども・子育て支援条例（案）、第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画（案）の修正、成案化
令和 2 年 2 月 2 5 日	第 2 回壮瞥町子ども・子育て会議開催 壮瞥町子ども・子育て支援条例、第 2 期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画について町長へ答申

第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画変更（第1回）に至るスケジュール

日 程	内 容
令和2年10月19日	第1回壮瞥町子ども・子育て会議開催 壮瞥町子ども・子育て支援条例及び第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て支援施策の検討
令和2年10月20日	具体的な子育て支援施策について協議・調整
令和3年3月8日	第2回壮瞥町子ども・子育て会議開催 令和3年度以降の子育て支援施策について協議し、第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画の変更について審議